意　見　募　集

みなさまのご意見をお寄せください

神戸市営住宅条例の一部改正（案）について

意見募集期間

２０２６年１１月２日～１２月１日

問い合わせ先

神戸市建築住宅局住宅管理課

電話０７８－５９５－６５４０

１ 意見募集期間

２０２６年１１月２日（月）～２０２６年１２月１日（火）

２ 意見の提出について

氏名及び住所を記載の上、次のいずれかの方法によりご提出ください。

（1） 郵送による提出

〒６５１－００８３ 神戸市中央区浜辺通２丁目１－３０ 三宮国際ビル3階
神戸市建築住宅局住宅管理課 「条例改正意見募集」宛
※２０２６年１２月１日（火）必着

（2） ファクシミリ による提出

（０７８）５９５－６６６２ 神戸市建築住宅局住宅管理課 「条例改正意見募集」宛

（3） 電子メールによる提出

アドレス：jyutakukanri@city.kobe.lg.jp
件名には「条例改正意見募集」と記載いただき、コンピューターウィルスへの感染防止のため、添付ファイルは使用せず、メール本文にテキスト形式で入力してください。

（4） 持参による提出

神戸市建築住宅局住宅管理課
神戸市中央区浜辺通２丁目１－３０ 三宮国際ビル3階
平日 ８時４５分～１２時、１３時～１７時３０分までの間

（5） 神戸市ホームページ(意見募集)上の意見送信フォームによる提出

３ 注意事項

（1） 書式は自由ですが、必ず提出者の住所及び氏名（法人その他の団体の場合は、名称及び所在地及び代表者の氏名）を記載してください。また、神戸市にお住いの方以外で、市内の事業所等に勤務されている方、市内の学校に在学中の方は、事業所等又は学校の名称及び所在地を記載してください。

（2） 提出される書式には，「神戸市営住宅条例の一部改正」に対してのご意見であることを明記してください。

（3） 電話などによる口頭の意見提出の受付及びいただいたご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

（4） いただいたご意見に対する神戸市の考え方等を、神戸市ホームページにて２０２６年１２月頃（予定）に掲載いたします。

ホームページがご覧いただけない場合は、市政情報室（市役所1号館 18階）でご覧いただけます。

4 個人情報の取扱いについて

(1) ご提出いただきましたご意見・ご提案は、住所、氏名、個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報（神戸市情報公開条例第 10 条各号に規定する情報）を除いて、ホームページ等で公表させていただきます。

(2) 個人情報等の取り扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容では掲載いたしません。

(3) ご意見、ご提案、氏名、住所、電子メールアドレス等につきましては、個人情報の保護に関する法律に基づき、他の目的に利用・提供しないとともに、適正に管理いたします。

(4) 意見提出に際し、以下の理由から氏名・住所の記載をお願いしています。

ア 提出された意見の内容を確認させていただく場合があること

イ 意見提出手続は、「市民（市内に在住・在勤・在学、事務所・事業所を有する方）」を対象として行う手続であること

「神戸市営住宅条例」の一部改正（案）の概要

１．改正の趣旨

「神戸市営住宅条例」（以下、「条例」といいます。）では、市営住宅及び共同施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めています。

この度、定められている入居者資格の特例を見直すため、条例改正を検討していますので、市民の皆様からのご意見を募集します。

２．改正の概要

公営住宅の入居者資格について

入居者資格のうち「現に本市の区域内に居住し、又は勤務場所を有する者であること。」については、特例として「阪神・淡路大震災により本市の区域内において被災した者は、条件を具備する者とみなす。」としています。

阪神・淡路大震災より30年以上が経過したことから、この特例を廃止します。

３．今後の予定

2027（令和9）年第１回定例市会（２月議会）に条例改正議案を提出し、議決を得て

2027（令和9）年４月１日施行予定